

米流通効率化支援事業実施要領

制 定 令和 8 年 1 月 5 日付け 7 農産第3866号
農林水産省農産局長通知

第 1 趣 旨

米流通効率化支援事業の実施については、米流通効率化支援事業補助金交付等要綱（令和 8 年 1 月 5 日付け 7 農産第3863号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容

本事業は、次の各号に掲げる事業により構成され、各事業ごとの取組内容、補助事業者等は、別記 1 及び別記 2 に定めるとおりとする。

（1）精米事業者等共同化推進事業

別記 1 に定めるとおりとする。

（2）小売事業者等・産地連携モデル化推進事業

別記 2 に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

(別記 1)

精米事業者等共同化推進事業

第 1 事業の概要

我が国の米の生産者、集出荷業者、卸売業者、小売業者、加工業者等及び輸送・保管関連業者等は、国民の主食である米の安定供給という重要な使命に加え、社会の安定、地域の活性化、就業の機会創設といった経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりある国民生活の実現に欠かすことのできない重要な役割を担っている。

一方、米の流通は、地域ごとに小規模スーパー、飲食店、学校給食等のバックヤード機能を担う零細な卸売業者及び小売業者が多数存在するという複雑な構造となっており、透明性の確保とともに、その効率化が求められている。

この課題の解決に向け、精米事業者（自らがとう精した袋詰精米等を販売する米穀の卸売業者及び小売業者をいう。以下同じ。）グループが、輸送、保管、精米等の共同化を図り、合理的かつ効率的な流通構造の構築とそのモデル化を図る取組に必要な経費等を支援する。

第 2 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる要件全てを満たす者とし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募により選定した者とする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力（米の取引形態等、輸送形態及び保管形態等、袋詰精米等の製造形態等に関する知見を含む。）及び体制を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 3 本事業に得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、学校法人又は協議会のいずれかであること。
- 6 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- 7 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

8 事業実施計画中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、農産局長に提出すること。

第3 事業の内容等

補助事業者は、別表1の第1の（1）の事業実施主体への補助金交付事務を実施する。

（1）公募、審査及び採択

ア 補助事業者は、別表1の第1の（1）の事業実施に当たり外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、事業実施主体を、次の手続等による公募により採択するものとする。

（ア）事業実施主体の公募にあたっては、第5第2項各号に掲げることを要件に付するものとする。

（イ）公募選考委員会は、事業の実施を希望する（ア）の要件を満たす者から提出された事業実施計画書の内容が適切であるか等について審査を行うものとし、予算の範囲内で重要性の高いもの（ポイント制等）を選んで採択（ポイントの要素としては、輸送コスト、保管コスト及び精米コスト等の合理化など）する。

（ウ）公募選考委員会は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）における【安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画】の認定を受けていること又は認定が見込まれるものについて、優先的に採択するものとする。

（エ）事業実施主体の要件、公募の方法、公募の時期及び公募の回数等については、公募要領を作成し、農林水産省と協議の上実施する。

イ 補助事業者は、事業の実施を希望する者に事業実施計画の添付書類として、環境負荷低減のチェックシート（補助事業者の事業実施計画中の様式に準ずる）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出させるものとする。

ウ 補助事業者は、事業実施主体を公募するごとに、公募選考委員会の審査を受けるものとし、審査結果（案）について、別記様式第1号により農産局長に提出するものとする。

エ 補助事業者は、公募を効率的に行うために応募書類の記載例の整備・周知を行うとともに、問合せへの対応を実施するものとする。

（2）交付決定

補助事業者は、公募選考委員会の審査後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。補助事業者は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画及び交付決定通知書の写しを添えて別記様式第2号により農産局長に報告するものとする。

（3）事業の進捗管理、助言等

補助事業者は、事業実施主体から必要な報告をさせるとともに、事業実施主体における事業の進捗状況を管理し、事業実施主体に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

(4) 事業広報

補助事業者は、事業実施主体の公募の効率や事業の効果を高めるため、必要に応じて情報発信を行うこととする。

(5) 事業の実施結果報告及び額の確定

補助事業者は、事業実施主体の事業完了後に実施結果報告書を作成させ、補助事業者に提出させるとともに、完了検査を行い、額を確定させ、確定額に基づき補助金の支払いを行うものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 農産局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

補助事業者は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式第3号により事業成果状況に係る報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

3 指導

(1) 農産局長は、1の事業実施状況報告の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 農産局長は、2の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1の第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。なお、次の経費は対象としない。

(1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費

(2) 補助事業者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費

(3) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

2 別表1の第1の(1)の事業実施主体の要件

(1) 自らがとう精した消費者向け袋詰精米等、外食事業者等向け袋詰精米等又はその両方を販売する米の卸売業者、小売業者を構成員とする共同事業体であって、米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化、とう精した袋詰精米等の製造等の共同化を推進し、そのモデルを構築する取組を実施する者であること。

(2) 共同事業体の要件は、5以上の事業者により構成され、当該構成員の米の年間取扱数量の合計が2,000玄米トン以上であること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第7 事業の成果目標

補助事業者は、事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとする。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

前項及び交付等要綱第4に基づく事業実施計画は、別記様式第4号により作成するものとする。

2 事業実施計画の承認等

(1) 補助事業者は、1により作成した事業実施計画を、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第4号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

(2) 農産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、別記様式第5号により、承認された者に対して承認した旨を通知するものとし、承認されなかつた者に対しては、承認しなかつた旨を通知するものとする。

第9 採択基準

補助事業者の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。

(2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。

(3) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

(5) 同一の提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 実施規程の作成

補助事業者は、別表1の第1の(1)の事業実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式第6号により

農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 採択基準並びに交付決定及び補助金の額の確定
- (4) 申請の取下げ
- (5) 事業実施計画の（変更）承認等
- (6) 補助金の支払
- (7) 交付決定の取消し
- (8) 補助金の経理及び補助事業者による調査、広報
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

第 11 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。）が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく農産局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後において、補助事業者及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡する場合には、事前に農産局長と協議して承諾を得ること。

第 12 補助事業における利益等排除の取扱い

補助事業者は、補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、別添のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

第 13 留意事項

補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

別添

補助事業における利益等排除の考え方

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表1

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率
<p>精米事業者等共同化推進事業</p> <p>(1) 精米事業者等共同化調査・モデル化対策 精米事業者等が共同事業体による米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化を推進するための調査・モデル化等の取組を支援する。</p> <p>(2) 精米事業者等共同化調査・モデル化対策の推進事務 (1)の事業を実施する事業実施主体の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進行管理等を行う。</p>	<p>①検討会及び調査等に関するもの 共同事業体の運営に必要な会議等経費及び調査等経費、その他組織の管理・運営に必要な事務経費 等</p> <p>②モデル等の構築等に関するもの 運送料（積載量 10 ㌧程度の大型車を使用する場合に限る。）、保管料（④倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）に定める倉庫業を営む者に寄託する場合は保管料、⑤共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合は、保管期間中に負担した固定費、レンタル料又はリース料（④フォークリフト、パレット、その他米穀の輸送又は保管、荷役若しくは小分け・包装等に供する機械・器具、⑤会計管理、輸送管理又是在庫管理等に供するソフトウェア）等</p> <p>本事業の支援スキームの周知、事業実施主体の募集、事業実施主体の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等に係る経費 等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

別表2

費　　目	経　費　の　内　容　等
人件費	<p>この事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。</p> <p>人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。また、申請時に積算根拠となる資料を添付してください。</p> <p>なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めません。</p>
謝　金	<p>事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とします。</p> <p>単価については、補助事業者の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付してください。</p> <p>なお、補助事業者又は事業実施主体に対しては謝金を支払うことは認めません。</p>
賃　金	<p>事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、補助事業者又は事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とします。</p> <p>単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする必要があります。実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めません。</p>
旅　費	<p>交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とします。単価については、補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等最も安価なチケット等を利用するよう努めるものとします。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとします。なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出してください。</p>
需用費	<p>事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食材費含む）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とします。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めません。</p> <p>なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出してください。</p>
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費とします。

賃借料 及び 使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。（補助事業者又は事業実施主体が所有するものを使用する場合を除きます。）
委託料	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とします。
運送料	<p>事業に供する米穀を、産地等から保管倉庫等に輸送する場合の運送料（積載量10トン程度の大型車の使用を原則とし、運賃に加え、待機時間料、積込料、取卸料、付帯業務料、利用運送手数料等の料金及び有料道路利用料又はフェリー利用料、中継輸送における施設利用料、燃料サーチャージ等の実費を含む。）及び事業に供する米穀を、保管倉庫等から精米事業者等（米穀をとう精し、一般消費者向け袋詰精米等の製造・販売等を行う事業者等をいう。以下同じ。）に輸送する場合の運送料を支払いの対象とします。</p> <p>これらの輸送において、事業に供する米穀以外の米穀又はその他貨物（以下「補助対象外米穀等貨物」という。）との積合せがある場合には、事業に供する米穀と補助対象外米穀等貨物との重量又は面積若しくは容積の割合等により案分し、事業に供する米穀の輸送に要した運送料相当分のみを支払いの対象とします。</p> <p>ただし、速達割増、休日割増並びに深夜・早朝割増等の割増率を適用した輸送及び事業実施主体が所有する車両等を利用した輸送は支払いの対象外とします。</p> <p>また、精米事業者等から事業実施主体の配送センター等又は店舗等に輸送する場合の運送料は支払いの対象外とします。</p> <p>申請時に設定された運送料が妥当であるか否かを審査するため、運送料の設定根拠となる資料を添付してください。</p>
保管料	<p>事業に供する米穀を、原則として、倉庫業者に寄託して保管する場合の保管料（テンパリング料及び入庫料等、ピッキング料及び出庫料等の実費を含む。）を支払いの対象とします。</p> <p>また、共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合にあっては、事業に供する米穀と他の保管物資の重量又は面積若しくは容積の割合等により案分し、保管期間に負担した固定費（照明、空調、冷蔵設備などの電気料金、荷役などの人件費、保険料等）を支払いの対象とします。</p> <p>申請時に設定された保管料が妥当であるか否かを審査するため、保管料の設定根拠となる資料を添付してください。</p>
リース料 又は レンタル料	<p>事業を実施するために必要な機械・器具（フォークリフト、パレット、その他米穀の輸送又は保管、荷役若しくは小分け・包装等に供する機械・器具）、事業の運営に必要なソフトウェア（会計管理、輸送管理又は在庫管理等に供するソフトウェア）の賃借料とします（補助事業者又は事業実施主体が所有するものを使用する場合を除きます。）。</p> <p>申請時に設定された賃貸料が妥当であるか否かを審査するため、賃貸料の設定根拠となる資料を添付してください。</p>

別記様式第1号（第3関係）

番号
年月日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度精米事業者等共同化推進事業に係る公募選考委員会による審査結果報告について

米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

別記様式第2号（第3関係）

番号
年月日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度精米事業者等共同化推進事業補助金の交付状況の報告について

米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、事業実施主体の精米事業者等共同化推進事業の事業実施計画及び交付決定通知書の写しを添付すること。

別記様式第3号（第4関係）

番号
年月日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度精米事業者等共同化推進事業に係る事業成果状況報告書

令和〇〇年度に実施した事業に係る成果状況について、米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第4の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業者名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標どおりの進捗）、C（目標を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

別記様式第4号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度精米事業者等共同化推進事業実施計画の承認（変更）申請について

令和〇年度において、精米事業者等共同化推進事業を実施したいので、米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第8の規定に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添1及び2並びに3-1又は3-2を添付すること。
2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

別添 1

総括表

事業内容	事業費 千円	負担区分		備考
		国庫補助金	補助事業者	
合計				

(注) 事業内容は、別表1の第1の事業内容の欄に掲げる事業を記載すること。

令和〇〇年度精米事業者等共同化推進事業 事業実施計画

1 事業者の概要

申請者	名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	代表者役職氏名	
事業責任者	連絡先	TEL E-mail
	役職氏名	
会計責任者	連絡先	TEL E-mail
	役職氏名	

2 事業の目的及び効果

(1) 事業の目標

- ※1 現状の課題を踏まえた事業の目標（達成すべき成果）を、可能な限り定量的かつ具体的に記載すること。
- ※2 精米事業者等共同化推進事業にあっては、事業の大目標は共通であるものの、①精米事業者等共同化調査事業と②精米事業者等共同化支援事業では、成果の着地点が異なることから、それぞれの事業の目標（①の事業にあっては、関連事業者との連携や流通構造の合理化・効率化に関する調査等の目的と成果目標等に関すること、②の事業にあっては、物流コスト等の削減等の目的と成果目標等に関することなど）を設定すべきことに留意すること。

(2) 事業の効果

- ※1 事業の実施により、事業の目標の達成に向けどのような効果があるのか、その検証方法などを具体的に記載すること。
- ※2 精米事業者等共同化推進事業にあっては、①精米事業者等共同化調査事業と②精米事業者等共同化支援事業では、成果の着地点が異なることから、当該事業ごとの効果（①の事業にあっては、関連事業者との連携や流通構造の合理化・効率化に関する調査等に求められる成果等に関すること、②の事業にあっては、物流コスト等の削減等により得られる成果等（可能な限り比較、定量的に評価する。）に関することなど）を設定すべきことに留意すること。

3 補助事業者の概要

(1) 代表者

補助事業者 共同 事業体 代表者	名 称	
	主たる事務 所の所在地	〒
	代表者 役職氏名	
	連絡先	TEL E-mail
	従業員数	
共同事業体 事業責任者	設立年月日	
	役職氏名	
共同事業体 会計責任者	連絡先	TEL E-mail
	役職氏名	
	連絡先	TEL E-mail

注1：添付書類として、①定款又はこれに準ずる規約、②役員等名簿、③事業計画、収支予算書、収支決算書等、④その他農産局長が特に必要と認める資料を添付する。

注2：表中の各欄については、次により記載する。

- ① 補助事業者欄中の名称欄には、共同事業体の名称又は同事業の計画から実施において通用する呼称名を記載する。
- ② 補助事業者欄中の住所欄には、共同事業体の運営に供する事務所等の所在地を記載する。なお、事務所等を設けず、共同事業体構成者のうちの社屋等を兼用する場合には、住所の末尾に「株式会社○○○○内」など、その所在地との関連性が明らかとなる情報を付記すること。
- ③ 補助事業者欄中の代表者役職氏名欄には、共同事業体の代表責任者に関する記載する。この場合の役職は、当該代表が所属する法人等の役職名等を「○○株式会社代表取締役社長」など、法人名等を含めて記載すること。
- ④ 補助事業者欄中の構成員数欄にあっては、共同事業体の構成員数（法人等又は個人事業主の単位であって、個々の従業員等の総数でないことに留意）を記載する。
- ⑤ 事業責任者欄及び会計責任者欄には、共同事業体の運営及び事務を司る者を記載する。

(2) 共同事業体構成者

補助事業者 (構成者)	名 称	
	主たる事務 所の所在地	〒
	代表者 役職氏名	
	連絡先	TEL E-mail
	従業員数	
	設立年月日	

補助事業者 (構成者)	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒
	代表者役職氏名	
	構成員数	TEL E-mail
	従業員数	
補助事業者 (構成者)	設立年月日	
	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒
	代表者役職氏名	
	連絡先	TEL E-mail
補助事業者 (構成者)	従業員数	
	設立年月日	
	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒
	代表者役職氏名	
補助事業者 (構成者)	連絡先	TEL E-mail
	従業員数	
	設立年月日	
	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒
補助事業者 (構成者)	代表者役職氏名	
	連絡先	TEL E-mail
	従業員数	
	設立年月日	

注1：本表の補助事業者（構成者）欄には、精米事業者等共同化推進事業における共同事業体の構成者（代表者を含む。）に関する記載する。

注2：添付書類として、①定款又はこれに準ずる規約、②役員等名簿、③事業計画、収支予算書、収支決算書等、④その他農産局長が特に必要と認める資料を添付する。

注3：補助事業者（構成者）の欄が不足する場合には、当該欄を追加して、又は別紙等（記載事項の全部が満たされていれば、既存の名簿等（事業実施主体又は事業実施希望者から提出された事業実施計画書等を含む。）を代用しても差し支えない。

4 組織の体系及び年間計画

(1) 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--

(2) 年間計画

主な事業内容	第1四半期 (4-6月)	第2四半期 (7-9月)	第3四半期 (10-12月)	第4四半期 (1-3月)

5 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 経費の積算

(単位:円)

事業内容	事業費		積算内訳				
	国庫補助金	補助事業者	経費内容	費目	単価	数量	関連資料
※ 別表1第1の事業内容の欄に掲げる事業を記載する。							
合計							

注1 「積算内訳」の欄には、区分ごとに経費の内容を費目ごとに概要根拠（単価、数量、員数等）を詳細に記載し、関連資料を添付してください。

注2 事業の一部を委託する場合は、当該部分の経費が分かるよう記載してください。

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者等向け)**

- ① 民間事業者等向け、食品関連事業者向けのうち当てはまるシートを選択し、使用してください。
- ② 事業実施期間において、次の（1）から（7）までの取組の全ての項目を実施することとなっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥・防除	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討する。（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める。	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理することを検討する。	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める。	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合 排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解に努める。	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関連する法令を遵守（注）する。	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める。	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める、	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める。	<input type="checkbox"/>

注1：「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等を遵守することを示す。

注2：※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(食品関連事業者向け)

- ① 民間事業者等向け、食品関連事業者向けのうち当てはまるシートを選択し、使用してください。
 ② 事業実施期間において、次の（1）から（7）までの取組の全ての項目を実施することとなっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ <input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	※と畜場でない場合（と畜場である <input type="checkbox"/> ） 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨ <input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩ <input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪ <input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1：「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）等を遵守することを示す。

注2：(5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注3：(6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別記様式第5号（第8関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和〇年度精米事業者等共同化推進事業実施計画の承認について

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度精米事業者等共同化推進事業実施計画については、米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第8の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴〇〇に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、なお書きを削除する。

別記様式第6号（第10関係）

番号
年月日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度精米事業者等共同化推進事業実施規程の承認（変更の承認）申請
について

米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第10の規定に基づき、精米事業者等共同化推進事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

(別記2)

小売事業者等・産地連携モデル化推進事業

第1 事業の概要

我が国の米の生産者、集出荷業者、卸売業者、小売業者、加工業者等及び輸送・保管関連業者等は、国民の主食である米の安定供給という重要な使命に加え、社会の安定、地域の活性化、就業の機会創設といった経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりある国民生活の実現に欠かすことのできない重要な役割を担っている。

一方、米の流通は、地域ごとに小規模スーパー、飲食店、学校給食等のバックヤード機能を担う零細な卸売業者及び小売業者が多数存在するという複雑な構造となっており、透明性の確保とともに、その効率化が求められている。

この課題の解決に向け、食品小売事業者（一般消費者に米穀を含む食品を小売販売する事業者をいう。以下同じ。）が、米穀の生産性向上に取組む産地と長期契約を締結し、多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引に繋げるモデル等を構築する取組に必要な経費等を支援する。

第2 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる要件全てを満たす者とし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募により選定した者とする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力（米の取引形態等、輸送形態及び保管形態等、袋詰精米等の製造形態等に関する知見を含む。）及び体制を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 3 本事業に得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、学校法人又は協議会のいずれかであること。
- 6 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員でないこと。
- 7 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

8 事業実施計画中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、農産局長に提出すること。

第3 事業の内容等

補助事業者は、別表1の第1の（1）の事業実施主体への補助金交付事務を実施する。

（1）公募、審査及び採択

ア 補助事業者は、別表1の第1の（1）の事業実施に当たり外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、事業実施主体を、次の手続等による公募により採択するものとする。

（ア）事業実施主体の公募にあたっては、第5第2項各号に掲げることを要件に付するものとする。

（イ）公募選考委員会は、事業の実施を希望する（ア）の要件を満たす者から提出された事業実施計画書の内容が適切であるか等について審査を行うものとし、予算の範囲内で重要性の高いもの（ポイント制等）を選んで採択（ポイントの要素としては、産地との長期契約の内容（期間及び数量）、袋詰精米等の店頭販売価格等の適正性、物流等の合理性（運送及び保管）など）する。

（ウ）公募選考委員会は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）における【安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画】の認定を受けていること又は認定が見込まれるものについて、優先的に採択するものとする。

（エ）事業実施主体の要件、公募の方法、公募の時期及び公募の回数等については、公募要領を作成し、農林水産省と協議の上実施する。

イ 補助事業者は、事業の実施を希望する者に事業実施計画の添付書類として、環境負荷低減のチェックシート（補助事業者の事業実施計画中の様式に準ずる）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出させるものとする。

ウ 補助事業者は、事業実施主体を公募するごとに、公募選考委員会の審査を受けるものとし、審査結果（案）について、別記様式第1号により農産局長に提出するものとする。

エ 補助事業者は、公募を効率的に行うために応募書類の記載例の整備・周知を行うとともに、問合せへの対応を実施するものとする。

（2）交付決定

補助事業者は、公募選考委員会の審査後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。補助事業者は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画及び交付決定通知書の写しを添えて別記様式第2号により農産局長に報告するものとする。

(3) 事業の進捗管理、助言等

補助事業者は、事業実施主体から必要な報告をさせるとともに、事業実施主体における事業の進捗状況を管理し、事業実施主体に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

(4) 事業広報

補助事業者は、事業実施主体の公募の効率や事業の効果を高めるため、必要に応じて情報発信を行うこととする。

(5) 事業の実施結果報告及び額の確定

補助事業者は、事業実施主体の事業完了後に実施結果報告書を作成させ、補助事業者に提出させるとともに、完了検査を行い、額を確定させ、確定額に基づき補助金の支払いを行うものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 農産局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

補助事業者は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式第3号により事業成果状況に係る報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

3 指導

- (1) 農産局長は、1の事業実施状況報告の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 農産局長は、2の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1の第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次の経費は対象としない。

(1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費

(2) 補助事業者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費

(3) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

2 別表1の第1の(1)の事業実施主体の要件

(1) 消費者向け袋詰精米等を販売する食品小売事業者等であって、多収品種や直播栽培等の生産合理化に取組む産地と長期契約を締結し、多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引に繋げるモデルを構築する取組を実施すること。

（2）食品事業者等の要件は、店舗等を3以上の都道府県に展開し、当該店舗等における消費者向け袋詰精米等の年間取扱数量の合計が2,000精米トン以上であること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第7 事業の成果目標

補助事業者は、事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとする。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

前項及び交付等要綱第4に基づく事業実施計画は、別記様式第4号により作成するものとする。

2 事業実施計画の承認等

（1）補助事業者は、1により作成した事業実施計画を、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第4号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

（2）農産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、別記様式第5号により、承認された者に対して承認した旨を通知するものとし、承認されなかつた者に対しては、承認しなかつた旨を通知するものとする。

第9 採択基準

補助事業者の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。

（2）事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。

（3）補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

（4）事業費について、適正な資金調達が可能であること。

（5）同一の提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 実施規程の作成

補助事業者は、別表1の第1の（1）の事業実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式第6号により

農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 採択基準並びに交付決定及び補助金の額の確定
- (4) 申請の取下げ
- (5) 事業実施計画の（変更）承認等
- (6) 補助金の支払
- (7) 交付決定の取消し
- (8) 補助金の経理及び補助事業者による調査、広報
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

第 11 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。）が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく農産局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後において、補助事業者及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡する場合には、事前に農産局長と協議して承諾を得ること。

第 12 補助事業における利益等排除の取扱い

補助事業者は、補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、別添のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

第 13 留意事項

補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

別添

補助事業における利益等排除の考え方

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表 1

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率
<p>小売事業者等・産地連携モデル化推進事業</p> <p>(1) 産地連携モデル化推進事業 小売事業者等が米穀の生産性向上に取組む産地と長期契約し、多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引モデルを構築するため必要な経費を支援する。</p> <p>(2) 事業実施主体への補助金交付事務 (1)の事業について、支援スキームの周知、事業実施主体の募集(公募)、選考、採択、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等を行う。</p>	<p>運送料（運送料及びその他必要な経費）、保管料（倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）に定める倉庫業を営む者をいう。以下同じ。）に寄託する場合の保管料及びその他必要な経費）、とう精賃や包装資材費など一般消費者向け袋詰精米等商品の製造に必要な経費 等</p> <p>本事業の支援スキームの周知、事業実施主体の募集、事業実施主体の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等に係る経費等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

別表2

費　　目	経　費　の　内　容　等
運　送　料	<p>事業に供する米穀を、産地等から保管倉庫等に輸送する場合の運送料（積載量10トン程度の大型車の使用を原則とし、運賃に加え、待機時間料、積込料、取卸料、付帯業務料、利用運送手数料等の料金及び有料道路利用料又はフェリー利用料、中継輸送における施設利用料、燃料サーチャージ等の実費を含む。）及び事業に供する米穀を、保管倉庫等から精米事業者等（米穀をとう精し、一般消費者向け袋詰精米等の製造・販売等を行う事業者等をいう。以下同じ。）に輸送する場合の運送料を支払いの対象とします。</p> <p>これらの輸送において、事業に供する米穀又はその他貨物（以下「補助対象外米穀等貨物」という。）との積合せがある場合には、事業に供する米穀と補助対象外米穀等貨物との重量又は面積若しくは容積の割合等により案分し、事業に供する米穀の輸送に要した運送料相当分のみを支払いの対象とします。</p> <p>ただし、速達割増、休日割増並びに深夜・早朝割増等の割増率を適用した輸送及び事業実施主体が所有する車両等を利用した輸送は支払いの対象外とします。</p> <p>また、精米事業者等から事業実施主体の配送センター等又は店舗等に輸送する場合の運送料は支払いの対象外とします。</p> <p>申請時に設定された運送料が妥当であるか否かを審査するため、運送料の設定根拠となる資料を添付してください。</p>
保　管　料	<p>事業に供する米穀を、原則として、倉庫業者に寄託して保管する場合の保管料（テンパリング料及び入庫料等、ピッキング料及び出庫料等の実費を含む。）を支払いの対象とします（産地倉庫に寄託保管する場合、精米事業者等の倉庫に寄託保管する場合は、その実態や料金負担の適正性により個別協議の対象とする。）。</p> <p>申請時に設定された保管料が妥当であるか否かを審査するため、保管料の設定根拠となる資料を添付してください。</p>
包装資材費	<p>事業に供する米穀を原料玄米とした一般消費者向け袋詰精米等の製造に供する個包装の調達等に必要な経費（デザイン料金、印刷料金などを含む。）を支払いの対象とします。</p> <p>ただし、次の加工委託費に包装資材費等が含まれる場合には、加工委託費の内数として整理してください。</p> <p>申請時に設定された包装資材費が妥当であるか否かを審査するため、包装資材費の設定根拠となる資料を添付してください。</p>
加工委託費	<p>事業に供する米穀を原料玄米とし、その張込から玄米精選工程、精米工程、精米精選工程、計量包装工程までの一般消費者向け袋詰精米等の製造に必要な委託費（委託費に、包装資材費等が含まれる場合には、包装資材費等）を支払いの対象とします。</p> <p>申請時に設定された加工委託費が妥当であるか否かを審査するため、加工委託費の設定根拠となる資料を添付してください。</p>

別記様式第1号（第3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業に係る公募選考委員会
による審査結果報告について

米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産
局長通知）別記1第3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

別記様式第2号（第3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業補助金の交付状況の報告について

米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、事業実施主体の小売事業者等・産地連携モデル化推進事業の事業実施計画及び交付決定通知書の写しを添付すること。

別記様式第3号（第4関係）

番号
年月日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業に係る事業成果状況
報告書

令和〇〇年度に実施した事業に係る成果状況について、米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第4の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業者名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標どおりの進捗）、C（目標を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

別記様式第4号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業実施計画の承認（変更）
申請について

令和〇年度において、小売事業者等・産地連携モデル化推進事業を実施したいので、米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第8の規定に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添1及び2並びに3-1又は3-2を添付すること。
2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

別添 1

総括表

事業内容	事業費 千円	負担区分		備考
		国庫補助金	補助事業者	
合計				

(注) 事業内容は、別表1の第1の事業内容の欄に掲げる事業を記載すること。

令和〇〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業 事業実施計画

1 事業者の概要

申請者	名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	代表者役職氏名	
事業責任者	連絡先	TEL E-mail
	役職氏名	
会計責任者	連絡先	TEL E-mail
	役職氏名	

2 事業の目的及び効果

(1) 事業の目標

※ 現状の課題を踏まえた事業の目標（達成すべき成果）を、可能な限り定量的かつ具体的に記載すること。

(2) 事業の効果

※ 事業の実施により、事業の目標の達成に向けどのような効果があるのか、その検証方法などを具体的に記載すること。

3 補助事業者の概要

補助事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒
	代表者 役職氏名	
	連絡先	TEL E-mail
	従業員数	
	設立年月日	

注：添付書類として、①定款又はこれに準ずる規約、②役員等名簿、③事業計画、収支予算書、収支決算書等、④その他農産局長が特に必要と認める資料を添付する。

4 組織の体系及び年間計画

(1) 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

(2) 年間計画

主な事業内容	第1四半期 (4-6月)	第2四半期 (7-9月)	第3四半期 (10-12月)	第4四半期 (1-3月)

5 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 経費の積算

(単位:円)

事業内容	事業費		積算内訳				
	国庫補助金	補助事業者	経費内容	費目	単価	数量	関連資料
※ 別表1第1の事業内容の欄に掲げる事業を記載する。							
合計							

注1 「積算内訳」の欄には、区分ごとに経費の内容を費目ごとに概要根拠（単価、数量、員数等）を詳細に記載し、関連資料を添付してください。

注2 事業の一部を委託する場合は、当該部分の経費が分かるよう記載してください。

別添3－1

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者等向け)

- ① 民間事業者等向け、食品関連事業者向けのうち当てはまるシートを選択し、使用してください。
② 事業実施期間において、次の（1）から（7）までの取組の全ての項目を実施することとなっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥・防除	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討する。（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める。	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理することを検討する。	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める。	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合 排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解に努める。	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関連する法令を遵守（注）する。	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める。	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める、	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める。	<input type="checkbox"/>

注1：「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等を遵守することを示す。

注2：※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(食品関連事業者向け)

- ① 民間事業者等向け、食品関連事業者向けのうち当てはまるシートを選択し、使用してください。
 ② 事業実施期間において、次の（1）から（7）までの取組の全ての項目を実施することとなっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ <input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	※と畜場でない場合（と畜場である <input type="checkbox"/> ） 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨ <input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩ <input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪ <input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1：「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）等を遵守することを示す。

注2：(5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注3：(6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別記様式第5号（第8関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業実施計画の承認について

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業実施計画については、米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第8の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴〇〇に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、なお書きを削除する。

別記様式第6号（第10関係）

番号
年月日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度小売事業者等・産地連携モデル化推進事業実施規程の承認（変更の承認）申請について

米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知）別記1第10の規定に基づき、小売事業者等・産地連携モデル化推進事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。